

Ⅱ 組合員資格の取得と喪失、関連する手続き

1 資格の取得

大阪府内の公立学校の教職員などの職員となった日から公立学校共済組合大阪支部の組合員の資格を取得します。

(1) 組合員証の交付申請 **SSC**

給与支給機関等からの情報を基に、「組合員証」及び「組合員資格取得届書」（氏名・生年月日・住所等を記載）を所属所等を通じて交付します（政令市以外の市費負担の教職員は除く）。

氏名等は、給与支給機関等からの情報を基に印字していますので記載内容を確認のうえ、「組合員資格取得届書」を共済組合へ提出してください。

*表中の◎は、共済組合所定の様式

提出書類 事由	組合員資格 取得届書 SSC	組合員個人番号 報告書 SSC	年金加入期間等 報告書 ※1 一般組合員のみ SSC	採用辞令の 写し等 ※2	組合員転入届書 ※1 一般組合員のみ	組合員証
新規採用	◎	◎	◎	○		
他府県公立学校からの転入	◎	◎	◎	○	◎	前支部の分 ○
他共済からの転入	◎	◎	◎	○	◎	

※1 年金加入期間等報告書、組合員転入届書の作成については、年金グループへお問い合わせください。

年金加入期間等報告書は、平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間がある方は、省略可能です。

※2 ・常勤職員、臨時的任用職員は、採用辞令の写し

・非常勤職員は、任用通知書等の写し（社会保険の適用の有無・週勤務時間等の記載が必要）

ただし、共済組合から氏名等が印字した「組合員資格取得届書」が届いた場合は提出不要。

●地方職員共済組合等からの転入者等で「辞令」が廃止されている場合は、「辞令」の写しは不要です。

●被扶養者のある方は、別途、被扶養者の認定手続きをしてください。  P29

●年金受給者が、一般組合員として再就職をした場合は「再就職届書」の提出が必要です。  P104

2 異動報告（大阪支部内で、所属所の異動・組合員証番号が変更による手続き）

大阪支部内の所属所異動で、大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員（堺市立認定こども園除く）については、給与支給機関から報告があるため手続きは不要です。
ただし、異動により組合員証番号が変更になる場合は、手続きが必要です。

区分		転出（異動前）			
		大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	大阪市費負担教職員	堺市費負担教職員 （堺市立認定こども園除く。）	政令市を除く市費負担 及び公立大学法人等 の教職員（堺市立の こども園含む。）
転入（異動後）	大阪府費負担教職員 （豊能地区含む。）	×	○ ※1	○ ※1	○
	大阪市費負担教職員	○	×	○	○
	堺市費負担教職員 （堺市立認定こども園除く。）	○	○	×	○
	政令市を除く市費負担及び 公立大学法人等の教職員 （堺市立のこども園含む。）	○	○	○	●

ア 上記、○印（異なる区分）の異動は、下記の書類を提出してください。

■転入側の所属所

組合員証の番号が変更になります。変更後の組合員証は、転入先（異動後）の所属所へ送付します。

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」
・異動前の「組合員証等」

※1 平成29年3月31日までは大阪府費負担教職員で、組合員証番号が1～7で始まる組合員証をお持ちの方は、組合員証番号の変更がないため、組合員異動報告書のみ提出してください。

■転出側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

イ 上記、●印がついている区分の異動の場合、下記の書類を提出してください。

■転入側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

■転出側の所属所

【提出書類】 ◎「組合員異動報告書（様式1）」

ウ 上記、×印がついている区分の異動の場合、原則手続きは不要です。

3 種別変更（任用形態による種別変更の手続き）

公立学校共済組合の組合員は、任用形態によって「一般組合員」と「短期組合員」に分かれ、適用される社会保険制度が異なります。任用形態の変更により組合員種別が変わる場合、健康保険制度は変わりませんが、年金制度は変わります。（下表参照）

組合員証は引き続きご使用ください。（異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。)

【組合員種別ごとの社会保険制度・任用形態】

組合員種別	社会保険制度		任用形態
	健康保険	年金	
一般組合員	公立学校共済組合	公立学校共済組合	常勤一般職員 再任用フルタイム職員 任期付職員 ※フルタイム非常勤職員（12月超え）
短期組合員	公立学校共済組合	日本年金機構 （一般厚生年金）	再任用短時間勤務職員（週20時間以上） 臨時的任用職員 非常勤職員（フルタイム非常勤職員（12月超え）を除く。）

※非常勤職員は、社会保険加入要件を満たす必要があります。

（1）短期組合員 → 引き続き一般組合員になる場合の手続き

例 臨時的任用職員から任期付職員となる場合

例 フルタイムの非常勤職員の勤務が12月を超えるに至った場合

短期組合員	健康保険	公立学校共済組合		公立学校共済組合	一般組合員
	年金	日本年金機構		公立学校共済組合	

（一般厚生年金の被保険者資格を喪失し、公立学校共済組合の年金に加入します。）

ア 公立学校共済組合の年金加入の手続き 年金担当

提出書類 → 「年金加入期間等報告書」

※平成9年1月1日以降の公立学校共済組合（大阪支部）の年金加入期間が少しでもある方は省略可能です。

（任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。）

イ 被扶養配偶者の国民年金第3号被保険者資格取得の手続き 資格担当

対象者 → 20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる、65歳未満の組合員

提出書類 → 「国民年金第3号被保険者関係届」

配偶者の基礎年金番号が確認できる書類の写し

ウ 異動報告書 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。）

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員について

は、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。

ただし、異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。（お問い合わせは、下記担当部署へ）

- ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・給与を支給する地方公共団体へ児童手当の申請手続き
問い合わせ先 給与を支給する地方公共団体の担当所属
- ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出
問い合わせ先 加入している金融機関

（２） 一般組合員 → 引き続き短期組合員になる場合の手続き

例 再任用フルタイム職員から再任用短時間勤務職員となる場合 等

一般組合員	健康保険	公立学校共済組合	公立学校共済組合	短期組合員
	年金	公立学校共済組合	日本年金機構	

公立学校共済組合の年金の資格を喪失し、一般厚生年金の被保険者資格を取得します。

ア 公立学校共済組合の年金資格喪失の手続き 窓口 年金担当

対象者 → 年金受給権者（在職中の年金の支給停止解除等の事務を行うため。）

提出書類 → 「退職・資格変動調査票」

※年金の受給権が発生していない方は、手続き不要です。

任用の間に空白期間がある場合の年金の取り扱い：前任用の年金加入資格が、後任用の前日まで継続します（ただし、組合員資格が継続する場合に限る）。

イ 異動報告書 窓口 資格担当

提出書類 → 「組合員異動報告書」（所属所において作成し、提出してください。） 

※大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員については、給与支給機関からの報告があるため手続きは不要です。
ただし、異なる給与支給機関への異動の場合を除きます。

ウ 一般厚生年金の加入手続き

任命権者の社会保険担当部署にご確認ください。

【参考】関連する手続きとして、次のようなものがあります。（お問い合わせは、下記担当部署へ）

- ・20歳以上60歳未満の被扶養配偶者のいる65歳未満の組合員…「国民年金第3号被保険者関係届」等の提出
問い合わせ先 任命権者の社会保険担当部署
- ・児童手当を受給中の職員（大学を除く）・・住所地の市区町村役場へ児童手当の申請手続き
問い合わせ先 住所地の市区町村役場担当部署
- ・個人型確定拠出年金（iDeco）に加入中の職員・・加入している金融機関に年金加入状況変更の届出
問い合わせ先 加入している金融機関

4 資格の喪失

組合員が退職（任期満了を含む）したときはその翌日から資格を喪失します。

また、他の共済組合に転出したときは、その転出した日から資格を喪失し、転出した先の資格を取得します。

（１）組合員証等の返納以外に年金関係及び貸付金償還の手続きが必要です。

・一般組合員のみ資格喪失後は、年金関係の手続きが必要です。 

・貸付金残高がある場合は、償還手続きをしてください。 

（２）資格喪失の手続き

資格を喪失した組合員は、下表のとおり所属所を通じて「組合員証等」を共済組合（資格担当）へ返納してください。なお、他支部へ転出した場合の組合員証等は転出先の支部へ返納してください。

*表中の◎は、共済組合所定の様式

必要書類		異動事由	退職 任期満了	他の共済組合への転出	他府県公立学校 (他支部)への転出
資格 関係	◎「組合員異動報告書」※１		○	○	○
	組合員証等		○ ◎「資格喪失証明書交付申請書」※２ または◎「任意継続組合員申出書」に添 えて、返納してください。		転出先の支部へ返納

（注）退職から引き続き再任用フルタイム勤務等及び週 20 時間以上の再任用短時間勤務となる場合、組合員資格は継続するため組合員証の返却は不要です。

※１◎「組合員異動報告書」について

「組合員異動報告書」は、大阪府費負担教職員（豊能地区含む）、大阪市費負担教職員、堺市費負担教職員（堺市立認定こども園除く）の所属所については、給与支給機関の情報を基に対象者を印字したものを異動月の翌月以降に所属所へ送付しますので、確認のうえ報告してください。なお、所属所で預かっている組合員証等も併せて提出してください。

政令市以外の市費負担または公立大学法人の教職員等については、各所属所で作成し、提出してください。

※２「資格喪失証明書」について

組合員の資格喪失後、次の健康保険への加入手続き等のため「資格喪失証明書」が必要な場合は、◎「資格喪失証明書交付申請書」と組合員証等を併せて共済組合（資格担当）へ提出により、ご自宅に「資格喪失証明書」を送付します。

「組合員証等」とは

「組合員証」「組合員被扶養者証」「公立学校共済組合高齢受給者証」「公立学校共済組合特定疾病療養受療証」「公立学校共済組合限度額適用・標準負担額減額認定証」「公立学校共済組合限度額適用認定証」をいいます。

《資格喪失後の注意点》

組合員が資格を喪失すると同時に、被扶養者も資格を喪失します。

資格喪失後に組合員証等を医療機関等に提示し使用された場合は、後日、医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

5 被扶養者の認定

被扶養者とは、「組合員と一定の親族関係」にあり、「主として組合員の収入によって賄われており、生計を維持されている者」で、かつ、満75歳未満の方が該当します。

被扶養者として、認定を受けるには収入等の要件を満たしていることを確認するための申告が必要です。

被扶養者として認定された方は医療保険制度の加入となり、掛金（保険料）を負担することなく共済組合の様々な給付を受けることができます。

組合員の掛金においても、被扶養者の有無および人数に関係なく、組合員の標準報酬月額を基に決定しています。

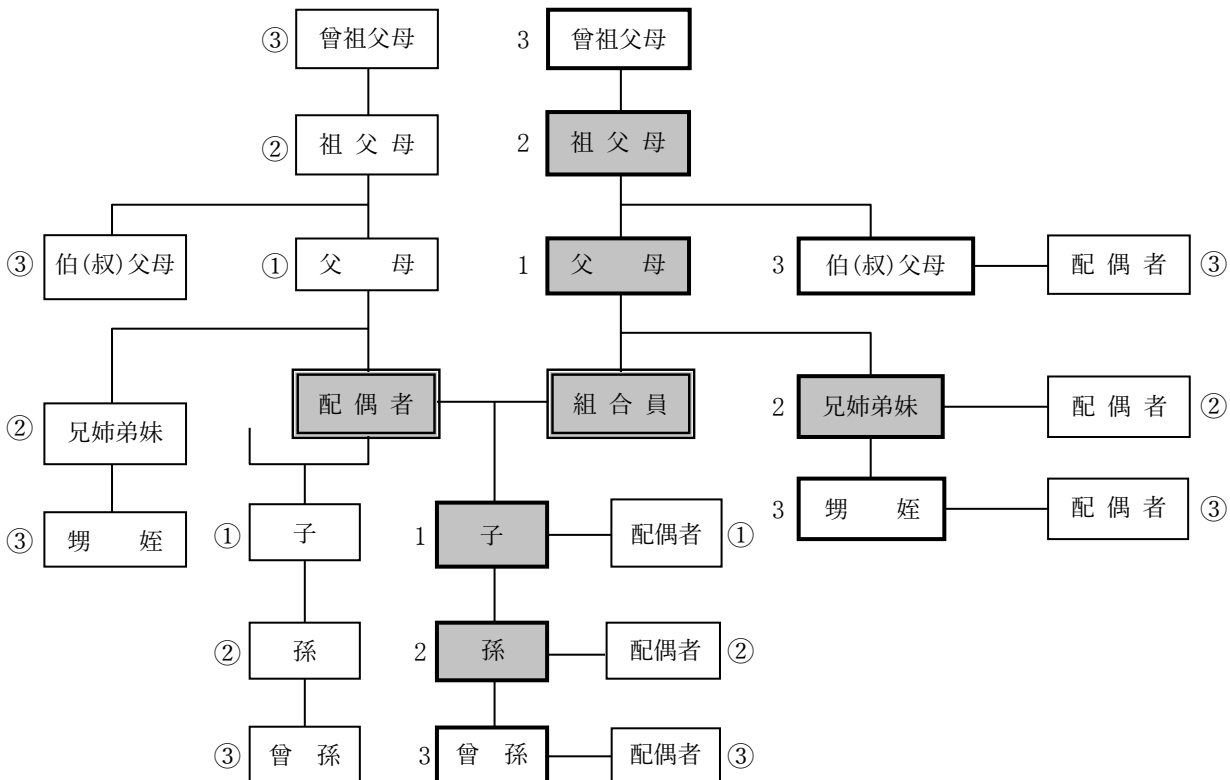
（1）被扶養者の範囲について

次に掲げる三親等内以内の親族が該当します。

ア 親族関係（下表参照）

- （ア） 組合員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、養子、実父母、養父母、孫、祖父母、養祖父母及び兄弟姉妹
- （イ） 組合員と同一世帯に属し（ア）に掲げる者以外の三親等内の親族
- （ウ） 組合員の配偶者で、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）で、組合員と同一世帯に属する者

三親等内親族＜表＞



- 血族 1～3：血族親等
 - 姻族 ①～③：姻族親等
 - の者は、組合員との同一世帯要件なし
- } 組合員と同一世帯要件あり

イ 生計維持関係

主として組合員の収入によって生計を維持されている者とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の資となる部分を得ている者のことをいいます。

次に掲げる場合は、該当しません。

(ア) その者に対し、当該組合員以外の者が、扶養手当又はそれに相当する手当を雇用主から受けている場合

(イ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない場合（所得や扶養能力の有無を確認し、原則として、年間収入（前年分の年間収入）の多い方の被扶養者とします。）

(ウ) 年額 130 万円以上の恒常的な所得がある場合

ただし、障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は 60 歳以上の者※1 は 180 万円以上

(エ) 雇用保険の失業給付を受給中の者で、その日額が 3,612 円以上の場合

(オ) 満 75 歳以上である者

※1 地方公務員等共済組合法の運用方針の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降から被扶養者認定の事実発生日となる対象者から適用（従前は、60 歳以上の公的年金等受給者は 180 万円以上）

●同居の被扶養者（父母等）に配偶者がいる場合の所得について

父母又はそのどちらかを被扶養者として認定する場合、所得限度額のみでなく、生計の実態や今後の継続性、夫婦相互扶助義務の観点や社会通念等を勘案して判断します。

例 1

所得額	所得限度額	認定の可否
父 58 歳 給与収入 150 万円	130 万円	× 父は所得限度額を超えているので、認定できない。
母 55 歳 給与収入 120 万円	130 万円	○ 母は所得限度額未満のため、認定できる。

例 2

所得額	所得限度額	認定の可否
父 64 歳 年金収入 170 万円	180 万円	○ 父は所得限度額未満であるため、認定できる。
母 66 歳 年金収入 210 万円	180 万円	× 母は所得限度額を超えているので、認定できない。

※ 所得限度額は、年間 130 万円（障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は 60 歳以上の者にあつては 180 万円）

ウ 別居している場合

認定を受ける者が組合員と別居している場合は、認定を受ける者が生計を維持するのに必要な額を組合員が送金していることが必要です。

具体的な事例としては、認定を受ける者の収入額と組合員の送金額の合計額に占める割合が3分の1を上回る額を組合員が送金していることが必要条件です。（認定を受ける者の収入額のおよそ2分の1以上を送金していること）

また、組合員以外の者も送金している場合は、他の者よりも組合員の送金額が多いことが必要です。
（注）認定を受ける者が、組合員以外の者と同居している場合等は、送金額のみでなく生計の実態を見た上で判断します。

例 1 認定を受ける者の総所得 170 万円、組合員からの送金額 90 万円（年間）の場合

170 万円 + 90 万円 = 260 万円（認定を受ける者の収入の総額）

260 万円 × 1/3 = 約 87 万円 < 組合員からの送金額 90 万円

⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 87 万円を上回る送金額であり、要件を満たしていると判断

※送金額を加算することにより認定を受ける者の恒常な収入が基準額を上回することは、収入超過には当たりません。

例 2 認定を受ける者に配偶者がいる場合で、組合員からの送金額 120 万円（年間）の場合
総所得 90 万円の母を認定申請する場合で、その母が被扶養者には該当しない総所得 200 万円の父と同居している場合

200 万円 + 90 万円 + 120 万円 = 410 万円（送金額は夫婦の総所得を合算し、送金額を含めて認定を受ける者の収入の総額とする。）

410 万円 × 1/3 = 約 137 万円 > 組合員からの送金額 120 万円

⇒ 収入の総額の 1/3 にあたる 137 万円を下回る送金額 120 万円であるため、要件は満たしていないと判断

※ただし、父と母に生計関係がなく、組合員のみが母の生計維持をしている場合等は、この限りではありません。

エ 国内居住要件

令和 2 年 4 月 1 日から被扶養者の要件に国内居住の要件が加われました。

日本国内に住民票がないと原則として扶養認定ができません。

ただし、次表に該当する場合は、特例として被扶養者認定が可能となります。認定申告時に確認書類の提出が必要です。

特例該当事由	確認書類
外国において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書等の写し
組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じたものであって、外国に赴任する組合員に同行する者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類の写し
上記のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断することになりますので、お問い合わせください。

オ 所得の考え方

共済組合における「所得」とは、所得税法上の所得ではなく、年間(※1)における恒常的な収入(※2)の総額をいいます。

※1 年間とは、暦年や年度ではなく、被扶養者の認定時（事実が発生した日）以降、常に将来へ向かって12か月間を指します。

※2 恒常的な収入とは、公的年金（共済年金、国民年金、厚生年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料等）及び個人年金、企業年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険の基本手当等など将来にわたるすべての恒常的収入をいいます。所得税法上の非課税となる遺族年金、障害年金、育児休業手当金、傷病手当金等も収入に含まれます。

また、受取方法が年に一回のものであっても、継続して受取る場合は収入に含まれます。

* 通勤費として支給される実費相当額分は必要経費と認め、収入とみなしません。

* 退職手当金や保険の解約等による一時金は恒常的な収入に含みません。

自営業等の事業収入等について

事業、不動産及び農業所得については、確定申告及び収支内訳書（又は損益計算書）を参照し、大阪支部が必要経費として認めた経費を控除した額で判断します。下表は代表的な経費例ですが、確定申告における税法上の経費とは取り扱いが異なりますのでご注意ください。

区 分	必要経費として認められるもの (いずれの場合も所得を得るために、直接必要かつ最小限の範囲に限る。)
事業所得	売上原価、地代家賃、水道光熱費、通信費、修繕費、貸倒金
不動産所得	地代家賃、水道光熱費、修繕費、借入金の支払利子、火災保険料、貸倒金
農業所得	種苗料、肥料費、農薬衛生費、修繕費、動力光熱費、地代・賃借料

必要経費として認められないもの
減価償却費、貸倒取引金、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、青色申告控除額

※ 上記以外の経費については、事業内容又は経費の内容によって判断する必要がありますので、お問い合わせください。

（２）被扶養者の認定手続きについて **SSC**

被扶養者の要件を備えたときは、事実が生じた日から 30 日以内に所属所を経て「被扶養者認定申告書」に必要書類  を添えて共済組合（資格担当）へ提出してください（郵送送可）。審査後、その事実が発生した日（例：出生日等）に遡って認定し、「被扶養者証」は所属所へ送付します。

ただし、事実が生じた日から 30 日以上過ぎて提出された場合は事実が発生した日に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となりますのでご注意ください。

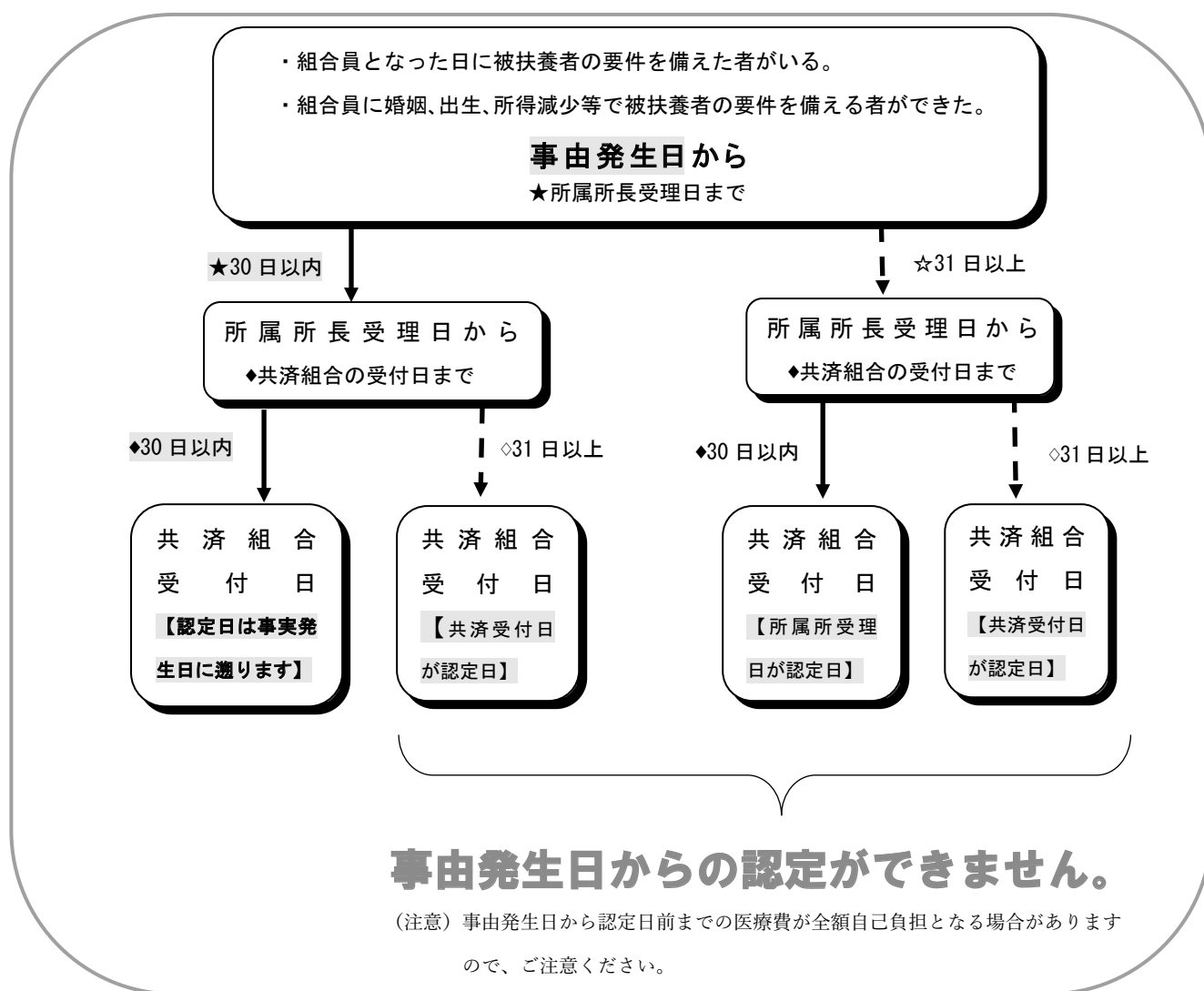
（注 1）扶養手当（受給）の対象者は、所属校・園等において、先に扶養手当の申請手続きをしてください。

（注 2）SSC 対象所属の場合は、事実発生日より 30 日以内に、SSC の「被扶養者申告」を入力してください。

30 日以上経過後に「被扶養者申告」入力した場合、認定日は SSC の入力日となります。

ア 申告書の提出と認定日の関係

—— 事由の生じた日から 30 日以内に！ ——



イ 共同扶養の場合（令和 3 年 8 月 1 日法改正）

夫婦ともに収入があり、同一人を共同で扶養している場合は、夫婦双方の今後 1 年間の収入見込み額で比較し、年間収入が高い方の健康保険制度で扶養認定することが原則です。ただし、双方の年間収入を比較して、その差が収入が高い方の 1 割以内である場合は、同程度とみなし、届出のある方で認定します。

なお、扶養手当（受給）が認定される場合は、その認定を受けている方の被扶養者として申告いただいで差し支えありません。

《被扶養者の認定書類一覧表》

*表中◎は、共済組合所定の様式

(注) 事実発生の事由ごとに必要となる追加書類と併せてご確認ください。

被扶養者区分 添付書類	扶養手当受給者				扶養手当非受給者	
	配偶者	子孫及び兄弟姉妹	22歳未満の最初の年度	60歳以上の祖父母及び父母	年金受給者	年金受給者以外の者
◎「被扶養者認定申告書」◎SSC		○			○	
◎「被扶養者個人番号報告書」◎SSC		○			○	
「扶養親族（異動）届」◎SSC		○				
◎「扶養事情説明書」（18歳までの者は不要）		○			○	
認定対象者の「所得に関する証明書」〔注1〕または「非課税証明書」（市区町村発行のもの）（18歳までの者は不要）		○ 写し可				○
認定対象者の◎「給与支払見込証明書」（雇用先の証明が必要）		△			△	
認定対象者の「年金に関する証明書」〔注2〕（「年金改定通知書」等の写し）		△			○	
認定対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注1〕及び「年金に関する証明書」〔注2〕		△			△	
生計費の送金等が確認できる書類又は◎送金に関する受取人の「申立書」		△			△	
◎「国民年金第3号被保険者関係届」及び年金手帳の写し又は基礎年金番号通知書の写し〔注3〕	○				△	
被扶養者全員を確認できる書類（「戸籍謄（抄）本」又は「除籍謄（抄）本」）〔注4〕					○	
いる場合の添付書類（注5）	扶養義務者全員の「所得に関する証明書」〔注1〕又は「非課税証明書」及び「年金に関する証明書」〔注2〕 〔組合員の実子を認定する場合において、扶養義務者となる組合員の配偶者が当共済組合で扶養認定されている場合、又は当共済組合員である場合は提出不要〕				○	
	◎「扶養していないことの証明書」等〔注6〕 *雇用先での証明が必要				○	
	◎「扶養委任連帯同意書」（組合員の子を認定する場合は不要）				○	

※ 表中○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要な書類又は事情を確認する必要があると判断した場合に提出を求めることがある書類です。

※ 認定の必要書類は、上記以外に内容及び状況により追加書類を要する場合があります。

〔注1〕 市区町村が発行する最新年度の「課税（所得）証明書」又は「非課税証明書」

・所得について、事業、不動産、農業所得、株等の譲渡収入がある場合は「確定申告書控」の写し（税務署の受理印があるもの）及び「収支内訳書」の写しを提出してください。

〔注2〕 恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金及び個人年金等（障がいや遺族を支給事由とする年金も含む。）の年金を受給している場合は、次の書類を提出してください。

・年金の裁定等により受給額が決定した場合は、「決定（裁定）通知書」の写し
・年金額の改定があった場合は、最新の「改定通知書」の写し又は最新の「振込通知書」の写し

〔注3〕 基礎年金番号通知書等を紛失している場合は、「基礎年金番号通知書再交付申請書」を提出してください。

〔注4〕 組合員の配偶者又は実子を扶養認定する場合は、「戸籍抄本」又は「住民票」（扶養義務者全員との続柄を確認できるもの）が可能です。

*「住民票」の場合、組合員との続柄及び他の扶養義務者の有無を確認できる場合に限り、実子を扶養認定する場合は、組合員が世帯主である「住民票」でなければ確認できません。

〔注5〕 扶養義務者全員（例：実父母の認定申告の場合、組合員の兄弟姉妹）の書類を提出してください。

〔注6〕 組合員以外の扶養義務者で、給与所得がない方は、健康保険証（社会保険の被扶養者、国民健康保険等）の写し・扶養義務者の氏名等がわかるように提出してください。

<事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>

事実発生の事由		添付書類	事由発生日
離職	公務員の場合	退職辞令の写し	退職日の翌日
	民間企業・私立学校等を退職 〔A～Dは、いずれかの書類提出 E, Fは、両方とも提出〕	(雇用保険に加入していた場合) A「雇用保険被保険者離職票 1・2」の写し 退職直後または雇用保険待期中 B「雇用保険受給資格者証」の写し 雇用保険待期中または日額 3,612 円未満の失業手当の受給中 C「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し 離職票の交付を希望しない場合 D「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し 受給期間延長の手続きをした場合 (雇用保険に未加入の場合) E 雇用主が証明する「退職証明書」の写し F 直近の「給与明細書」(2～3 か月分)の写し ※給与明細書で、雇用保険料が控除されていないか確認します。 ※退職職証明書に、雇用保険未加入の記載がある場合は、給与明細書の提出は不要	
	期限付講師等の任用期限が満了	G「失業者の退職手当受給資格者証交付申請書」の写し 失業者の退職手当の待期中 H「失業者の退職手当受給資格者証」の写し 失業者の退職手当待期中または日額 3,612 円未満の失業手当の受給中	
	事業を廃業	「個人事業の廃業等の届出書」の写し (税務署の受理印又は提出日の記載があるもの)	廃業日の翌日
雇用保険の受給が終了		「雇用保険受給資格者証」の写し 支給終了(満了)日が記載されているもの	受給期間終了(満了)
「失業者の退職手当」の受給が終了		「失業者の退職手当受給資格者証」の写し 及び「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し	日の翌日
婚姻により被扶養者を認定するとき (認定対象者が、社会保険等の被保険者でない者)		「婚姻届受理証明書」の写し 又は 「戸籍謄(抄)本」の写し	婚姻日
任意継続被保険者の資格を喪失		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」	任意継続被保険者の資格喪失日
扶養変更		「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」 ※取消(喪失)日の確認ができることが要件です。	被扶養者の資格喪失日
同居	同居が条件となる被扶養者(配偶者の父母等)を認定申告するとき	組合員と同居したことが確認できる「住民票」 ※対象者の認定申告前の健康保険制度の加入先の確認が必要です。	同居した日
	同居を機に認定申告するとき		

※審査の内容・状況により、追加書類が必要となる場合があります。

☆ご注意ください! ☆

所属所長の受理日が要件を備えた日から 30 日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30 日を経過した場合は、事由発生日から認定することができないため無保険期間が生じることになり、所属所の受理日若しくは共済組合受付日からの認定となります。P33 参照

6 被扶養者の取消 SSC

被扶養者が就職、死亡、扶養変更、又は所得限度額の超過等により認定の要件を欠いた場合は、「被扶養者取消申告書」に**取消事由及びその発生日が確認できる書類**（下記取消時の必要書類参照）を添付の上、取消の手続きをしてください。

（注）被扶養者の要件を欠いた日以後に診療等を受診したときは、医療費等が全額自己負担になる場合がありますので、取消手続きは速やかに行ってください。

（1）被扶養者の取消事由について

被保険者として健康保険制度へ加入した時や、収入額が基準を上回らない場合でも将来に向けて年額 130 万円（又は 180 万円）以上の所得を得ることが見込まれる時点で被扶養者としての要件を欠くことになります。

●年額とは

暦年でいう 1 月から 12 月までの収入額を示すのではなく、認定を受けてから向こう 1 年間の収入見込額をいいます。

＜取消時の必要書類＞

記載している内容は、標準的なものです。取消の事由により書類の追加提出を求めることがあります。

取 消 の 事 由		事由発生日	添 付 書 類
就職（被保険者の加入）したとき 〔注 1〕		就職日 （健康保険加入日）	・就職先の「健康保険証」の写し ※健康保険証の交付が遅れている場合は「採用辞令」の写し、又は「就職証明書」の写し（在職証明書・身分証明書は不可） ※当共済組合の組合員資格取得した場合も含みます。
所得 限 度 額 の 超 過	給与、事業の収入 （年間 130 万円以上又は月額 108,334 円以上） 〔注 2〕〔注 3〕	〔注 2〕 参照	・給与収入の場合は「給与支払証明書」及び「給与支払見込証明書」、又は労働条件通知書等の写し ・事業収入の場合は「確定申告書控」の写し及び「収支内訳書」の写し、又は「個人事業の開業等の届出書」の写し等 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
	雇用保険の失業給付を受給（月額 3,612 円以上）	雇用保険受給開始日	・「雇用保険受給資格者証」の写し ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
	年金収入（障がい支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は 60 歳以上※1 は年間 180 万円以上） 〔注 4〕	〔注 4〕 参照	・最新の年金額がわかる「通知書」等の写し 年金の「決定（裁定）通知書」の写し又は「年金改定通知書」の写し
司法修習生になったとき		修習（給付金）の給付開始日	対象者氏名及び採用（開始）日等が確認できる「通知書」等の写し
婚姻		婚姻日	「婚姻届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可）
死亡		死亡日の翌日	市区町村長発行の「埋葬許可証」の写し、「火葬許可証」の写し 「戸籍謄本」（「戸籍抄本」）の写しのいずれかの一つ
別居		別居した日	「住民票」 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
離婚		協議離婚：届出日の翌日 調停離婚：調停成立日の翌日	・「離婚届受理証明書」（戸籍謄抄本でも可） 離婚と共に子の認定を取消す場合は「申立書」も必要 ・「国民年金第 3 号被保険者関係届」〔注 5〕
上記の事由以外の扶養変更等による組合員の意思による取消〔注 3〕			「申立書」（取り消しする被扶養者名、その理由及び取消年月日（将来の日は不可）等を明記してください。）

※ 1 地方公務員等共済組合法の運用方針の改正に伴い、令和 5 年 4 月 1 日以降から被扶養者認定の事実発生日となる対象者から適用（従前は、60 歳以上の公的年金等受給者は 180 万円以上）

【取消の留意事項】

- 〔注１〕 雇用先で健康保険制度に加入する場合は、勤務形態及び収入の如何にかかわらず被保険者となった日から取り消します。
- 〔注２〕 雇用された時点で年間の所得額が 130 万円以上になることが見込まれる場合は、雇用日をもって取り消します。
 また、アルバイトやパート等の短期間雇用で、勤務時間や勤務日数が定まらない場合は、3 か月連続して認定限度額 108,334 円を超過し、結果的に 4 か月目も引き続いて給与月額が 108,334 円以上になったときは、4 か月目の初日を取消日として取り消します。
 ただし、4 か月引き続いて給与月収が 108,334 円を超えることがなくても、年間の所得額が 130 万円を超えた場合は、130 万円を超えた月の初日で取り消します。
- 〔注３〕 内容によっては、市区町村発行の「所得に関する証明書」を求める場合があります。
- 〔注４〕 年金の「決定（裁定）通知書」又は「年金改定通知書」に示された日付の 7 日後を喪失日として取り消します。
- 〔注５〕 組合員本人が 65 歳未満で、取消する被扶養者が 20 歳以上 60 歳未満の配偶者の場合のみ提出してください。

ご注意ください！！

被扶養者の取消手続きを行った後は、共済組合員の被扶養者でなくなりますので、資格喪失後に医療機関等を受診する際は、健康保険（保険者）が変わったことを申し出てください。

《取消による被扶養者の資格喪失証明について》

他の健康保険への加入または国民健康保険の手続きの際に「資格喪失証明書」が必要な方は、「被扶養者取消認定取消申告書」の様式右上に要・不要を記入する欄がありますので○印で囲んでください。

なお、SSC 所属の方は、添付書類と併せて◎「資格喪失証明書交付申請書」を同封してください。

7 「高齢受給者証」の交付と返納

組合員への交付

既に70歳に到達されている方が資格取得したときの「高齢受給者証」は、組合員証と同時若しくは資格取得時の標準報酬月額が確定後に所属所へ送付します。

また、資格取得した後に70歳に到達されたときの「高齢受給者証」は、誕生日月の月末に所属所へ送付します。（適用は、誕生日月の翌月から）

被扶養者への交付

既に70歳に到達されている被扶養者が認定を受けたときの「高齢受給者証」は、被扶養者証と同時に所属所へ送付します。

また、認定後に70歳に到達された対象者の「高齢受給者証」については、誕生日月の月末に所属所へ送付します。（適用は、誕生日月の翌月から）

高齢受給者証の返納

後期高齢者医療制度の被保険者

組合員が資格喪失

被扶養者の認定取消になったとき

「組合員証」「被扶養者証」と共に速やかに共済組合（資格担当）へ返納してください。

8 市町村等の医療費助成制度の適用を受けたとき・停止になったとき

お住まいの市町村で、乳幼児（こども）医療費や障がい者医療費の助成制度の適用を受けたとき、又は適用停止になった場合は届出が必要です。 

9 国民年金第3号被保険者の資格取得と喪失

65歳未満の組合員に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者の方は、国民年金第3号被保険者に該当します。

国民年金第3号被保険者である期間は、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されますが、第1号・第2号被保険者期間と異なり、保険料を自身で納付する必要はありません。

また、国民年金第3号被保険者である被扶養者の認定を取り消す場合で、その後国民健康保険に加入する（国民年金以外の年金制度に加入できない）場合、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への変更の手続きが必要です。お住まいの市区町村の国民年金担当課で手続きをしてください。

（国民年金被保険者の種類）

種 類	対 象 者
第1号被保険者	日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の者（第2号、第3号被保険者を除く。）
第2号被保険者	厚生年金第1～4号保険の被保険者（社会保険加入の会社員や公務員）
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の者

－国民年金第3号被保険者にかかる各種手続き－

次の事由に該当したときは、共済組合または事業主から日本年金機構へ届出しますので、被扶養者の認定・取消、住所変更等の手続きと併せて共済組合（資格担当）へ必要書類を提出してください。

*表中の◎は、共済組合所定の様式

事 由	必 要 書 類
・ 65 歳未満の組合員が、20 歳以上 60 歳未満の配偶者を被扶養者として認定申告するとき ・ 65 歳未満の組合員の被扶養配偶者が 20 歳に達したとき	◎「国民年金第 3 号被保険者関係届」（該当） 及び基礎年金番号通知書等の写し
・ 20 歳以上 60 歳未満の配偶者について被扶養者としての認定を受けている 65 歳未満の短期組合員が一般組合員に種別変更（※）となったとき （※）  参照	◎「国民年金第 3 号被保険者関係届」（該当）
・ 被扶養配偶者に住所変更があったとき	◎「国民年金被保険者住所変更届」 及び基礎年金番号通知書等の写し
・ 被扶養配偶者の氏名・生年月日・性別の変更又は訂正するとき	◎「国民年金第 3 号被保険者関係届」（変更） 及び基礎年金番号通知書等の写し
・ 被扶養配偶者が年金手帳又は基礎年金番号通知書を紛失しているとき	◎「基礎年金番号通知書再交付申請書」
・ 被扶養配偶者認定を下記の事由で取り消すとき 【収入超過】（雇用保険受給開始、パート収入による超過等） 【離婚】	◎「国民年金第 3 号被保険者関係届」（非該当） ※お住まいの市区町村の国民年金担当課で国民年金第 3 号被保険者から国民年金第 1 号被保険者への変更の手続きも必要です。
被扶養配偶者が死亡したとき	◎「国民年金第 3 号被保険者関係届」（非該当）

10 組合員証等の記載事項又は給付金受取口座を変更したとき

氏名等が変更になったときは、次により手続きしてください。

SSC 所属の方も、氏名の変更は下記の提出が必要です。

*表中の◎は、共済組合所定の様式

変更内容	添付書類	組合員証記載事項 変更申告書（注 1）	戸籍抄本 （原本）	「組合員証」等
氏 名 変 更		◎	○（注 2）	○
生 年 月 日 ・ 性 別 の 訂 正		◎	○	○
住 所 の 変 更 （ 注 3, 4, 5 ）		◎		
給付金受取口座の変更		◎		

〔注 1〕 被扶養者の氏名変更があるときは、◎「被扶養者証記載事項変更申告書」と被扶養者の内容が確認できる上記の添付書類を提出してください。なお、被扶養者の認定事由や状況により添付書類が異なりますので、資格担当へお問い合わせください。

〔注 2〕 婚姻等による改姓は、「婚姻（離婚）届受理証明書」でも可能

〔注 3〕 住所変更は、府費負担教職員、大阪市費負担教職員及び堺市費負担教職員については、原則、給与支給機関からの情報により変更されますので申告書の提出は不要です。ただし、被扶養者のみ転居（別居）の場合は、◎「被扶養者証記載事項変更申告書」及び◎「送金に関する申立書」の提出が必要です。

〔注 4〕 「組合員証等」裏面の住所欄は、新住所を自署してください。当該欄に新住所を記載するスペースがなくなった場合は資格担当へお問い合わせください。（記載シールを送付します。）

〔注 5〕 住所変更の際に、20 歳以上 60 歳未満の被扶養配偶者がいる際は、「国民年金被保険者住所変更届」等を提出してください。 参照

1.1 組合員証等の再交付を必要とするとき **SSC**

組合員証等の紛失等により再交付を受けるには、下記の申請を提出してください。

*表中◎は、共済組合所定の様式

再交付の事由	提出書類	再交付申請書	「組合員証」等
① 紛失・盗難等		◎	
② 破損や表面の印字が読み取れなくなったとき		◎	○

* ①は、警察に届出をし、再交付の申請をしてください。

* ②は、破損等の「組合員証」等を添えて申請してください（SSC 所属の方は、申請入力後、資格担当へ返納してください）。

※ 再交付後に「組合員証」等を発見した場合は、速やかに旧「組合員証」等を返納してください。

1.2 介護保険第2号被保険者の資格取得又は喪失の届出

40 歳以上 65 歳未満の組合員及び被扶養者の方は、介護保険第2号被保険者となりますが、下表の事例に該当した場合は、「介護保険第2号被保険者資格取得・喪失届書」を提出してください。

*表中◎は、共済組合所定の様式

事 例	届出内容	提出書類
・海外日本人学校へ派遣された場合や、長期自主研修で、海外に居住することとなり、国内に住民登録がなくなったとき ・身体障がい者療護施設等に入所したとき	喪失	◎「介護保険第2号被保険者資格喪失届書」
・帰国し、国内に住民登録したとき ・身体障がい者療護施設等から退所したとき	取得	◎「介護保険第2号被保険者資格取得届書」

(注)「喪失届書」又は「取得届書」の提出を忘れた場合は、介護掛金の過不足が生じる恐れがありますのでご注意ください。

1.3 情報連携について

収集したマイナンバーは、短期給付（医療保険）及び長期給付（年金）等の事務に地方公共団体との情報連携として活用されます（国の情報提供を介して複数の機関が保有する同一人物の情報を紐づけし、相互に活用されます）。

令和3年10月より、マイナンバーカードは「組合員証（保険証）」として医療機関等で利用できるようになりましたが、オンライン資格確認が導入されていない医療機関等では利用できないため、「組合員証（保険証）」の提示が必要です。

- * マイナンバーカードの健康保険証としての利用には、事前にマイナポータルでの保険証利用登録が必要です。
- * マイナンバーカードの申請方法等は、当共済組合本部のホームページ➡トップページ➡「マイナンバーカードコーナー」に掲載していますのでご確認ください。

1.4 退職後、任意継続組合員になることを希望するとき

加入資格や申出期日等の要件を満たしている場合、退職後、任意継続組合員になることができます。